

固定式高膨脹泡消火装置の保護区画の範囲に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式高膨脹泡消火装置の保護区画の範囲に関する事項

改正理由

消火設備等の仕様を規定する火災安全設備コード（FSS コード）は、2012 年 5 月に開催された IMO 第 90 回海上安全委員会（MSC90）において採択された決議 MSC.327(90)により改正が行われ、A 類機関区域等に備える固定式高膨脹泡消火装置の仕様が全面的に改められた。このため、本会は、当該改正に対応すべく既に規則改正を行っている。

改正 FSS コードの 6 章においては、固定式高膨脹泡消火装置の泡生成容量は、10 分以内に保護される最大の区画を完全に充填するために適切なものとする旨等規定されているが、ケーシングを有する A 類機関区域の場合については保護される最大の区画の範囲が不明確であった。このため、IACS は、当該範囲を明確にすべく検討を行い、2013 年 6 月に IACS 統一解釈 SC262 を採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC262 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

A 類機関区域を固定式高膨脹泡消火装置により保護する場合について、保護される最大の区画の範囲を詳細に規定した。